

(仮称)明石市認知症あんしんまちづくり条例(素案)について

本市のまちづくりのコンセプトである「いつまでもすべての人にやさしいまちをみんなで」に基づき、認知症の人及びその家族が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、本市における認知症施策の指針となる「(仮称)明石市認知症あんしんまちづくり条例」の制定に向け、取り組んでいるところです。

1 制定に向けた検討状況について

認知症あんしんネットワーク会議(9月29日)や、関係団体等への個別ヒアリング・アンケート(8月～9月)により意見聴取を行いました。

また、各関係者からいただいた意見を基に条例素案を作成し、市の社会福祉に関する事項を調査審議する場である社会福祉審議会において議論していただきました(11月5日)。

2 条例(素案)の構成

第1章 総則

- ・目的、定義及び基本理念について規定

第2章 市の責務及び関係機関等の役割

- ・市の責務、認知症の人及びその家族の役割、市民の役割、事業者の役割、地域組織の役割、関係機関の役割について規定

第3章 基本的施策

- ・条例の目的を実施するための以下の施策について規定
 - ①知識の普及及び人材育成等、②早期支援等、③認知症の人及び家族への支援、④地域づくり及び社会参加の推進、⑤後見支援の推進、⑥連携強化、⑦災害及び感染症対策

3 今後の予定について

2021年12月～2022年1月 パブリックコメントの実施

2022年2月 第2回社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会

第3回社会福祉審議会

条例案の確定

3月 市議会で条例案を審議

4月 条例施行